

# 平成31年2月岡山県議会定例会提出予定案件

平成31年2月19日

件名	内容		
1 予算案件 (36)	(単位：千円)		
会計名	平成31年度	平成30年度	比較
一般会計			
岡山県一般会計	734,823,374	677,106,646	57,716,728
特別会計			
岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	94,597	98,046	△ 3,449
岡山県国民健康保険事業特別会計	178,352,785	180,101,342	△ 1,748,557
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	1,309,623	1,366,997	△ 57,374
岡山県造林事業等特別会計	39,277,894	40,729,837	△ 1,451,943
岡山県林業改善資金貸付金特別会計	781,750	811,178	△ 29,428
岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	100,628	100,671	△ 43
岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計	1,914,885	964,479	950,406
岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	1,141,940	3,115,558	△ 1,973,618
岡山県公共用地等取得事業特別会計	1,400,000	1,562,735	△ 162,735
岡山県後樂園特別会計	285,292	322,530	△ 37,238
岡山県港湾整備事業特別会計	6,351,330	7,854,095	△ 1,502,765
岡山県流域下水道事業特別会計	-	5,355,944	△ 5,355,944
岡山県収入証紙等特別会計	5,420,377	5,384,509	35,868
岡山県用品調達特別会計	326,931	300,392	26,539
岡山県公債管理特別会計	206,467,188	201,922,987	4,544,201
計	443,225,220	449,991,300	△ 6,766,080
企業会計			
岡山県営電気事業会計	4,387,314	5,079,520	△ 692,206
岡山県営工業用水道事業会計	6,092,448	6,051,703	40,745
岡山県流域下水道事業会計	7,636,263	-	7,636,263
計	18,116,025	11,131,223	6,984,802
合計	1,196,164,619	1,138,229,169	57,935,450

会 計 名	既定予算額	補正予算額	計
一 般 会 計			
平成30年度岡山県一般会計補正予算（第9号）	764,790,032	11,835,609	776,625,641
特 別 会 計			
平成30年度岡山県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）	5,356,091	186,000	5,542,091
合 計	770,146,123	12,021,609	782,167,732
会 計 名	補正前の額	補正予算額	計
一 般 会 計			
平成30年度岡山県一般会計補正予算（第10号）	776,625,641	△ 16,723,047	759,902,594
特 別 会 計			
平成30年度岡山県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	180,101,640	△ 109,346	179,992,294
平成30年度岡山県営食肉地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）	1,367,286	△ 3,357	1,363,929
平成30年度岡山県造林事業等特別会計補正予算（第3号）	40,742,870	149,673	40,892,543
平成30年度岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	100,671	△ 91,835	8,836
平成30年度岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第4号）	11,164,479	△ 1,221,606	9,942,873
平成30年度岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計補正予算（第1号）	3,115,558	△ 177,212	2,938,346
平成30年度岡山県公共用地等取得事業特別会計補正予算（第1号）	1,562,735	△ 1,038,715	524,020
平成30年度岡山県後楽園特別会計補正予算（第2号）		繰越明許費補正 後楽園事業	
平成30年度岡山県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	7,854,095	△ 24,021	7,830,074
平成30年度岡山県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）	5,542,091	△ 180,480	5,361,611
平成30年度岡山県収入証紙等特別会計補正予算（第1号）	5,384,509	1,975,184	7,359,693
平成30年度岡山県用品調達特別会計補正予算（第1号）	300,392	△ 12,069	288,323
平成30年度岡山県公債管理特別会計補正予算（第1号）	201,922,987	△ 852,289	201,070,698
計	459,159,313	△ 1,586,073	457,573,240
企 業 会 計			
平成30年度岡山県営電気事業会計補正予算（第3号）	5,118,986	65,412	5,184,398
平成30年度岡山県営工業用水道事業会計補正予算（第3号）	6,053,400	65,893	6,119,293
計	11,172,386	131,305	11,303,691
合 計	1,246,957,340	△ 18,177,815	1,228,779,525

件 名		内 容
2 事件案件 (4)	<p>1 岡山県広域水道企業団出資について (1)</p> <p>2 包括外部監査契約の締結について (1)</p> <p>3 工事委託契約締結の変更について (1)</p> <p>4 県営土地改良事業等に対する市町村負担金について (1)</p>	<p>◎出資額 197,186千円以内</p> <p>◎地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しようとするもの 契約金額 12,188千円を上限とする額 契約の相手方 上坂 岳大 (公認会計士)</p> <p>◎国際拠点港湾水島港玉島地区玉島ハーバーアイランド7号埠頭岸壁荷役機械基礎工事 工 期 (変更前) 平成30年6月29日から平成31年3月31日 (変更後) 平成30年6月29日から平成32年3月31日 委託金額 1,099,937,118円 委 託 先 中国地方整備局</p> <p>◎土地改良法及び地方財政法に基づく県営土地改良事業等に対する市町村負担割合の決定</p>
3 条例案件 (40)	別紙のとおり	
4 その他	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について	<p>◎道路管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 6件 2,489,814円</p> <p>◎港湾施設管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 1件 340,977円</p> <p>◎個人車両損傷に係る和解及び損害賠償額の決定について 1件 30,078円</p>

件 名		内 容
	2 1 おかやま農林水産プランの策 定について	<p>◎高等学校貸付奨学金の返還請求に関する訴えの提起 について 3 件</p> <p>◎県営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払 の請求等に関する訴えの提起について 3 件</p> <p>◎岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等 と定める条例第3条の規定により報告するもの</p>

番号	題名	提案課	概要
1	岡山県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例	消防保安課 財産活用課 税務課	消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、武器等製造法に基づく猟銃等の製造の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、武器等製造法に基づく猟銃等の製造の許可の申請に対する審査に係る手数料の額等を改定する。 (施行期日 平成31年10月1日)
2	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	人事課	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に鑑み、正規の勤務時間外の勤務について国家公務員に準じた措置を講ずるため、必要な事項を定める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 正規の勤務時間外の勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとする。 2 その他規定の整備を行う。 (施行期日 平成31年4月1日)
3	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	人事課	学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。 【主な内容】 職員の自己啓発等休業に関する条例において引用する学校教育法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。 (施行期日 平成31年4月1日)
4	岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例	行政改革推進室	事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改めるものである。 【主な内容】 1 職員等の定数を次のように改める。 (1) 知事の事務部局の職員 3,516人 → 3,525人 (2) 教育委員会の事務部局の職員 328人 → 329人 (3) 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員 小学校 5,136人 → 5,157人 中学校(中等教育学校の前期課程を含む) 2,762人 → 2,745人 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む) 3,457人 → 3,433人 特別支援学校 1,449人 → 1,434人 2 特定事業従事職員の定数に関する規定に次の項目を加える。 (1) 平成30年7月豪雨による災害からの復旧及び復興に係る事業に従事する職員 (2) 第74回全国植樹祭の開催準備に従事する職員 (施行期日 平成31年4月1日)

番号	題名	提案課	概要																																
5	岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例	県民生活交通課	<p>岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 研修室及び会議室の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 研修室</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">全室 時間区分により</td> <td style="text-align: right;">1,640円 又は2,260円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">1,660円 又は2,290円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半室 時間区分により</td> <td style="text-align: right;">820円 又は1,130円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">830円 又は1,140円</td> </tr> </table> <p>(2) 大会議室</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">全室 時間区分により</td> <td style="text-align: right;">2,050円 又は2,770円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">2,080円 又は2,810円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3分の1室 時間区分により</td> <td style="text-align: right;">720円 又は920円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">730円 又は930円</td> </tr> </table> <p>(3) 中会議室</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">時間区分により</td> <td style="text-align: right;">610円又は820円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">620円又は830円</td> </tr> </table> <p>(4) 小会議室</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">時間区分により</td> <td style="text-align: right;">510円又は610円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">510円又は620円</td> </tr> </table> <p>2 貸事務所の利用料金の基準額を改定する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">1室1月につき</td> <td style="text-align: right;">16,040円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">16,310円</td> </tr> </table> <p>3 プロジェクターの利用料金の基準額を改定する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">1式1回につき</td> <td style="text-align: right;">920円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">930円</td> </tr> </table> <p>4 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、研修室等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p style="text-align: right;">〔 施行期日 平成31年4月1日。ただし、 4については、平成31年10月1日 〕</p>	全室 時間区分により	1,640円 又は2,260円	→	1,660円 又は2,290円	半室 時間区分により	820円 又は1,130円	→	830円 又は1,140円	全室 時間区分により	2,050円 又は2,770円	→	2,080円 又は2,810円	3分の1室 時間区分により	720円 又は920円	→	730円 又は930円	時間区分により	610円又は820円	→	620円又は830円	時間区分により	510円又は610円	→	510円又は620円	1室1月につき	16,040円	→	16,310円	1式1回につき	920円	→	930円
全室 時間区分により	1,640円 又は2,260円	→	1,660円 又は2,290円																																
半室 時間区分により	820円 又は1,130円	→	830円 又は1,140円																																
全室 時間区分により	2,050円 又は2,770円	→	2,080円 又は2,810円																																
3分の1室 時間区分により	720円 又は920円	→	730円 又は930円																																
時間区分により	610円又は820円	→	620円又は830円																																
時間区分により	510円又は610円	→	510円又は620円																																
1室1月につき	16,040円	→	16,310円																																
1式1回につき	920円	→	930円																																
6	岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例	中山間・地域振興課 航空企画推進課 国際課	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、開発行為の許可申請手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、開発行為の許可申請手数料の額等を改定する。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 平成31年10月1日)</p>																																

番号	題名	提案課	概要
7	岡山県岡南飛行場条例の一部を改正する条例	航空企画推進課	<p>岡南飛行場の円滑な管理運営を図るため、格納庫用地使用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 格納庫用地使用料の額を改定する。 1月1㎡につき 210円 → 230円</li> <li>2 着陸料及び停留料の額の算定に用いる率を1.08から1.1に引き上げる。</li> <li>3 その他規定の整備を行う。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(施行期日 平成31年10月1日)</p>
8	岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例	男女共同参画青少年課	<p>岡山県男女共同参画推進センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の使用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議室の使用料の額を改定する。 時間区分により 1,430円～4,210円 → 1,440円～4,250円</li> <li>2 液晶プロジェクターの使用料の額を改定する。 時間区分により 920円 → 930円</li> <li>3 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、会議室等の使用料の額を改定する。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(施行期日 平成31年4月1日。ただし、 3については、平成31年10月1日)</p>
9	岡山県環境保健センター条例等の一部を改正する条例	環境企画課 環境管理課 循環型社会推進課 自然環境課 文化振興課 スポーツ振興課	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、大気に関する試験検査等に係る手数料の限度額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、大気に関する試験検査等に係る手数料の限度額等を改定する。</li> <li>2 その他規定の整備を行う。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(施行期日 平成31年10月1日)</p>

番号	題名	提案課	概要
10	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	環境管理課 自然環境課 子ども未来課 耕地課	<p>地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、土壌汚染対策法に基づく人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認に係る土地の形質の変更の届出の受理等に関する事務を新見市が処理することとする等所要の改正を行うものである。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土壌汚染対策法に基づく人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認に係る土地の形質の変更の届出の受理等に関する事務は、新見市が処理することとする。</li> <li>2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣による生活環境又は農林水産業に係る被害の防止を目的とするツキノワグマの捕獲等の許可等に関する事務を処理することとする市町村に、奈義町を加えることとする。</li> <li>3 知事の権限に属する事務のうち倉敷市が処理することとしている事務から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定等に関する事務を除くこととする。</li> <li>4 土地改良法に基づく土地改良区の決算関係書類の受理に関する事務（土地改良区の地区が2以上の市町村の区域にわたる場合を除く。）は、各市が処理することとする。</li> <li>5 その他規定の整備を行う。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（施行期日 平成31年4月1日）</p>
11	岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部を改正する条例	環境管理課	<p>土壌汚染対策法の一部改正に鑑み、同法に基づく人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認に係る土地の形質の変更に関する土壌汚染状況調査の結果の報告があったときは、当該報告に係る土地の土壌の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染について汚染の発見時の届出等に関する規定を適用しないこととするものである。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>知事に土壌汚染対策法に基づく人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認に係る土地の形質の変更に関する土壌汚染状況調査の結果の報告があったときは、当該報告に係る土地の土壌の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染については、汚染の発見時の届出等に関する規定を適用しないこととする。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 平成31年4月1日）</p>



番号	題名	提案課	概要
12	岡山県立美術館 条例の一部を改 正する条例	文化振興課	<p>岡山県立美術館の円滑な管理運営を図るため、附属設備使用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>1 次の附属設備使用料の額を改定する。</p> <p>(1) ホール</p> <p>ア 所作舞台</p> <p>1式 1回につき 4,730円 → 4,790円</p> <p>イ つけ舞台</p> <p>1式 1回につき 2,480円 → 2,510円</p> <p>ウ 仮設花道</p> <p>1式 1回につき 4,730円 → 4,790円</p> <p>エ びょうぶ</p> <p>1双 1回につき 860円 → 870円</p> <p>オ 太鼓</p> <p>1式 1回につき 860円 → 870円</p> <p>カ 演台</p> <p>1式 1回につき 860円 → 870円</p> <p>キ シーリングスポットライト</p> <p>1列 1回につき 2,480円 → 2,510円</p> <p>ク ボーダーライト</p> <p>1列 1回につき 1,830円 → 1,850円</p> <p>ケ スポットライト</p> <p>1台 1回につき 1,830円 → 1,850円</p> <p>コ ピンスポットライト</p> <p>1台 1回につき 1,180円 → 1,190円</p> <p>サ 映写機 (16ミリ)</p> <p>1台 1回につき 2,770円 → 2,800円</p> <p>シ コンパクトディスクプレーヤー</p> <p>1式 1回につき 960円 → 970円</p> <p>ス レコードプレーヤー</p> <p>1式 1回につき 960円 → 970円</p> <p>セ 録音装置</p> <p>1台 1回につき 1,180円 → 1,190円</p> <p>ソ ダイナミックマイクロホン</p> <p>1本 1回につき 1,180円 → 1,190円</p> <p>タ コンデンサーマイクロホン</p> <p>1本 1回につき 1,180円 → 1,190円</p> <p>チ 集音マイクロホン</p> <p>1組 1回につき 1,180円 → 1,190円</p> <p>ツ ワイヤレスマイクロホン</p> <p>1本 1回につき 2,480円 → 2,510円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>テ 舞台用可動スピーカー 1組 1回につき 1,830円 → 1,850円</p> <p>ト 舞台用モニタースピーカー 1組 1回につき 1,830円 → 1,850円</p> <p>(2) 講義室 スライド映写機 1台 1回につき 1,180円 → 1,190円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、施設使用料等の額を改定する。</p> <p style="text-align: right;">〔施行期日 平成31年4月1日。ただし、 2については、平成31年10月1日〕</p>
13	岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例	文化振興課	<p>岡山県天神山文化プラザの円滑な管理運営を図るため、展示室等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の展示室の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 第1展示室 1週間につき 28,800円 → 29,310円 ～118,560円 → ～120,690円</p> <p>(2) 第2展示室 1週間につき 35,950円 → 36,590円 ～98,260円 → ～100,020円</p> <p>(3) 第3展示室 1週間につき 65,080円 → 66,250円</p> <p>(4) 第4展示室 1週間につき 32,860円 → 33,450円</p> <p>(5) 第5展示室 1週間につき 28,380円 → 28,890円</p> <p>2 ホールの利用料金の基準額を改定する。 1時間につき 3,080円 → 3,110円</p> <p>3 次の設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) グランドピアノ 1台1回につき 2,050円 → 2,080円</p> <p>(2) 七宝電気炉 1台1回につき 820円 → 830円</p> <p>(3) プロジェクター 1台1回につき 610円 → 620円</p> <p>4 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、第1展示室等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p style="text-align: right;">〔施行期日 平成31年4月1日。ただし、 4については、平成31年10月1日〕</p>

番号	題名	提案課	概要
14	岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	<p>岡山県笠岡陸上競技場の円滑な管理運営を図るため、主競技場の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 主競技場の専用利用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p> <p>ア 高校生以下の者</p> <p>時間区分により 1,590円 → 1,610円 ～9,050円 → ～9,200円</p> <p>イ その他の者</p> <p>時間区分により 2,410円 → 2,450円 ～13,570円 → ～13,800円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p>時間区分により 12,030円 → 12,230円 ～67,880円 → ～69,030円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、主競技場の利用料金の基準額を改定する。</p> <p style="text-align: right;">〔施行期日 平成31年4月1日。ただし、 2については、平成31年10月1日〕</p>
15	岡山県保健所条例等の一部を改正する条例	保健福祉課 健康推進課 生活衛生課	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、保健所を利用しようとする者が納付しなければならない使用料の額の算定に用いる率を適正な率に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、保健所を利用しようとする者が納付しなければならない使用料の額の算定に用いる率等を改定する。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 平成31年10月1日)</p>
16	岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	指導監査室 医療推進課 健康推進課 生活衛生課 医薬安全課 長寿社会課	<p>介護保険法に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 介護保険法に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1件につき 8,060円 → 9,160円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、食品衛生法に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査等に係る手数料の額を改定する。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">〔施行期日 平成31年4月1日。ただし、 2及び3については、平成31年10月1日〕</p>

平成31年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(No. 8)

番号	題名	提案課	概要
17	岡山県がん対策推進条例の一部を改正する条例	医療推進課	健康増進法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。 【主な内容】 岡山県がん対策推進条例において引用する健康増進法の条項の改正に係る部分について、規定の整備を行う。 〔施行期日 条例の公布の日。ただし、一部については、平成32年4月1日〕
18	水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	生活衛生課	学校教育法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。 【主な内容】 水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例において引用する学校教育法等の条項の改正に係る部分について、規定の整備を行う。 (施行期日 平成31年4月1日)
19	岡山県安心こども基金条例の一部を改正する条例	子ども未来課	国が県に交付した子育て支援対策臨時特例交付金等により実施した事業の一部終了に伴い、岡山県安心こども基金の一部を国庫に返納するため、当該基金の処分に関する規定を改めるものである。 【主な内容】 岡山県安心こども基金を処分することができる場合に、国庫に納付する場合を加える。 (施行期日 条例の公布の日)
20	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども未来課	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、児童厚生施設の職員等の基準を改める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 児童厚生施設の職員等の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 2 その他規定の整備を行う。 (施行期日 平成31年4月1日)
21	岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例	長寿社会課	岡山県国民健康保険広域化等支援基金により実施した事業の終了に伴い、当該基金を廃止するものである。 【主な内容】 岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する。 (施行期日 条例の公布の日)

番号	題名	提案課	概要
22	岡山県計量法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例	産業企画課 産業振興課 観光課	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、特定計量器の検定を受けようとする者に係る手数料の額等を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、特定計量器の検定を受けようとする者に係る手数料の額等を改定する。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 平成31年10月1日)</p>
23	岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例	企業誘致・投資促進課	<p>岡山県総合展示場コンベックス岡山の円滑な管理運営を図るため、展示場等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の展示場の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 大展示場</p> <p>1時間につき 55,330円 → 56,040円</p> <p>(2) 中展示場</p> <p>1時間につき 37,540円 → 38,020円</p> <p>(3) 小展示場</p> <p>1時間につき 28,180円 → 28,540円</p> <p>(4) 屋外展示場</p> <p>1時間につき 8,640円 → 8,750円</p> <p>2 次の展示場の附属設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 冷暖房設備</p> <p>ア 大展示場</p> <p>1時間につき 23,450円 → 23,750円</p> <p>イ 中展示場</p> <p>1時間につき 15,940円 → 16,140円</p> <p>ウ 小展示場</p> <p>1時間につき 8,740円 → 8,850円</p> <p>(2) 水道設備</p> <p>利用量1m<sup>3</sup>につき 300円 → 460円</p> <p>3 次の会議室等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 国際会議場</p> <p>1時間につき 9,560円 → 9,680円</p> <p>(2) バンケットホール</p> <p>1時間につき 4,830円 → 4,890円</p> <p>(3) 中会議室</p> <p>1時間につき 2,770円 → 2,800円</p> <p>(4) 小会議室</p> <p>1時間につき 1,440円 → 1,450円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(5) レストラン・売店 1㎡1月につき 1,230円 → 1,240円</p> <p>4 次の設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 同時通訳装置 1式1日につき 30,850円 → 31,250円</p> <p>(2) 会議進行管理表示装置 1式1日につき 20,570円 → 20,830円</p> <p>(3) ビデオプロジェクター 1台1日につき 51,420円 → 52,080円</p> <p>(4) 可動席装置 1式1日につき 51,420円 → 52,080円</p> <p>5 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、大展示場等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p style="text-align: right;">〔施行期日 平成31年4月1日。ただし、5については、平成31年10月1日〕</p>
24	岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例	産業振興課	<p>岡山県岡山セラミックスセンターの分析機器の設置等に鑑み、その利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の設備の利用料金の基準額を定める。</p> <p>(1) 水分測定装置</p> <p>ア 測定条件が室温のとき 1時間につき 2,890円</p> <p>イ 測定条件が熱間（130度未満）のとき 4時間につき 9,600円</p> <p>ウ 測定条件が熱間（130度以上1,000度以下）のとき 8時間につき 24,800円</p> <p>(2) 超高温微小領域エックス線回折装置</p> <p>ア 測定条件が室温のとき 1時間につき 9,330円</p> <p>イ 測定条件が熱間のとき 4時間につき 119,970円</p> <p>(3) 微構造連続撮影解析装置 1時間につき 810円</p> <p>(4) 万能材料試験機（最大荷重が100トン未満のもの） 1時間につき 1,890円</p> <p>(5) 熱間曲げ試験機 8時間につき 29,300円</p> <p>(6) 精密加工機 1時間につき 1,850円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(7) 多目的高温炉 8時間につき 46,450円</p> <p>(8) 粉碎機 1時間につき 570円</p> <p>2 次の設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) カーボン分析装置 1時間につき 3,330円 → 3,370円</p> <p>(2) 熱伝導率測定装置 ア 測定条件が室温のとき 1時間につき 3,890円 → 3,940円 イ 測定条件が熱間のとき 8時間につき 16,980円 → 17,200円</p> <p>(3) 荷重軟化試験機 8時間につき 24,410円 → 24,720円</p> <p>3 設備のうち、自動熱膨張率測定装置及び小型電気炉を廃止する。</p> <p>4 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、研究室等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p style="text-align: right;">〔施行期日 平成31年4月1日。ただし、 4については、平成31年10月1日〕</p>
25	岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例	産業振興課	<p>岡山県テクノサポート岡山の円滑な管理運営を図るため、設備の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) ビデオプロジェクター 1式1時間につき 1,230円 → 1,240円</p> <p>(2) パーソナルコンピュータ 1式1時間につき 1,130円 → 1,140円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、大会議室等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p style="text-align: right;">〔施行期日 平成31年4月1日。ただし、 2については、平成31年10月1日〕</p>

番号	題名	提案課	概要
26	岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例	農政企画課	<p>岡山県農林水産総合センターの円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額等を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 農業大学校の次の施設の使用料の額を改定する。</p> <p>(1) 研修交流ホール</p> <p>ア 営利又は宣伝を目的とする利用 1時間につき 3,290円 → 3,340円</p> <p>イ その他の利用 1時間につき 1,640円 → 1,660円</p> <p>(2) 研修交流ホールの冷暖房設備（営利又は宣伝を目的とする利用に限る。） 1時間につき 820円 → 830円</p> <p>2 水産研究所の魚病検査に係る手数料の額を改定する。 1件につき 21,220円 → 21,500円</p> <p>3 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、生物科学研究所の個室研究室の使用料の額等を改定する。</p> <p style="text-align: right;">〔施行期日 平成31年4月1日。ただし、 3については、平成31年10月1日〕</p>
27	岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例等の一部を改正する条例	農産課 畜産課 林政課 水産課	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、岡山県立青少年農林文化センター三徳園の施設の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、岡山県立青少年農林文化センター三徳園の研修交流館会議室の利用料金の基準額等を改定する。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 平成31年10月1日)</p>
28	岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	農産課 畜産課 治山課 水産課	<p>家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病の検査に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病の検査に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 予備的抗体検出法 1件につき 790円 → 800円</p> <p>(2) リアルタイムPCR法 1件につき 1,410円 → 1,420円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、肥料取締法に基づく肥料の登録の申請に対する審査等に係る手数料の額を改定する。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">〔施行期日 平成31年4月1日。ただし、 2及び3については、平成31年10月1日〕</p>



番号	題名	提案課	概要
29	岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	畜産課	<p>牛の受精卵の移植に関する業務の円滑な遂行を図るため、当該業務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 牛の受精卵の移植に関する業務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 発情の同期化 1回につき 4,400円 → 4,430円</p> <p>(2) 受精卵の移植 1回につき 11,270円 → 11,370円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、牛の受精卵の移植に関する業務に係る手数料の額等を改定する。</p> <p style="text-align: right;">〔 施行期日 平成31年4月1日。ただし、 2については、平成31年10月1日 〕</p>
30	岡山県県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	耕地課	<p>土地改良法の一部改正に鑑み、当該事業の施行に係る地域内にある農用地の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること等の要件に適合する県営土地改良事業に係る特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 題名を岡山県県営土地改良事業分担金等徴収条例に改める。</p> <p>2 当該事業の施行に係る地域内にある農用地の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること等の要件に適合する県営土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地について、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定等をした者が、当該事業の計画を定めた旨を公告した日以後工事の完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該事業の計画において予定する用途以外の用途に供するため所有権の移転等をした場合には、当該者から特別徴収金を徴収することとする。</p> <p>3 2の特別徴収金の額は、(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を差し引いて得た額とする。</p> <p>(1) 当該事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業に係る土地の面積に対する割合を基準として当該事業によって当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該事業につき県が市町村から徴収する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業に係る土地の面積に対する割合を基準として当該事業によって当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額</p> <p>4 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>

番号	題名	提案課	概要
31	岡山県市町村森林経営管理支援基金条例	林政課	<p>市町村による森林の経営管理に対する支援等を行うことにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化を促進し、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資するため、岡山県市町村森林経営管理支援基金を設置するものである。</p> <p>【主な内容】 岡山県市町村森林経営管理支援基金を設置する。 (施行期日 平成31年4月1日)</p>
32	岡山県普通海域管理条例等の一部を改正する条例	監理課 道路整備課 河川課 港湾課	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、普通海域における土石採取料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、普通海域における土石採取料の額等を改定する。</li> <li>2 その他規定の整備を行う。</li> </ol> <p>(施行期日 平成31年10月1日)</p>
33	岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	監理課 河川課 建築指導課 住宅課	<p>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行により地域福利増進事業を実施する区域内にある特定所有者不明土地の使用権の取得等に係る裁定の制度が導入されたことに鑑み、当該裁定を申請する者から徴収する手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく次の裁定を申請する者から徴収する手数料の額を定める。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域福利増進事業を実施する区域内にある特定所有者不明土地の使用権の取得等についての裁定 損失の補償金の見積額の区分に応じ、27,000円～360,100円</li> <li>(2) 収用適格事業の起業地内又は都市計画事業の事業地内にある特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定 損失の補償金の見積額の区分に応じ、27,000円～360,100円</li> </ol> </li> <li>2 浄化槽法に基づく浄化槽工事業に係る登録の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 1件につき 33,030円 → 33,450円</li> <li>3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく次の事務に係る手数料を廃止する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査</li> <li>(2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録事項の変更（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の住戸を加えたものに限る。）の登録に係る審査</li> </ol> </li> <li>4 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、建築基準法に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査等に係る手数料の額を改定する。</li> </ol> <p>(施行期日 平成31年6月1日。ただし、 3については、平成31年4月1日 2及び4については、平成31年10月1日)</p>

番号	題名	提案課	概要
34	岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例	都市計画課	<p>県立都市公園の円滑な管理運営を図るため、後樂園の公園施設の使用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 公園管理者以外の者が後樂園の次の公園施設を管理する場合の使用料の額を改定する。</p> <p>(1) 外苑館売店 1月につき 214,590円 → 216,730円</p> <p>(2) 外苑館食堂 1月につき 427,400円 → 431,670円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、公園施設の使用料の額等を改定する。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">〔 施行期日 平成31年4月1日。ただし、 2及び3については、平成31年10月1日 〕</p>
35	岡山県工業用水道料金等徴収条例の一部を改正する条例	企業局	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、工業用水道料金の額の算定に用いる率を引き上げる等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 工業用水道料金の額の算定に用いる率を1.08から1.1に引き上げる。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 平成31年10月1日)</p>
36	岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	教育委員会	<p>教育職員が行う部活動における指導業務等の見直しに鑑み、当該業務に係る特殊勤務手当の支給額を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに従事する教育職員の特殊勤務手当の支給額を改める。</p> <p style="text-align: center;">日額 3,600円 → 日額 2,700円</p> <p>2 1の特殊勤務手当について、心身に特に著しい負担を与える場合として人事委員会が定める場合には、3,600円を支給することとする。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 平成31年4月1日)</p>
37	岡山県立学校施設使用料徴収条例等の一部を改正する条例	教育委員会	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、岡山県立学校の施設の使用料の額等を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、岡山県立学校の施設の使用料の額等を改定する。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 平成31年10月1日)</p>

番号	題名	提案課	概要
38	岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例	教育委員会	<p>岡山県生涯学習センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 ミーティング室1及びミーティング室3の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>時間区分により 570円～2,320円 → 580円～2,360円</p> <p>2 視聴覚室及び大研修室の冷房設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>1時間につき 630円 → 640円</p> <p>3 茶道具の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>1式1時間につき 690円 → 700円</p> <p>4 消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、視聴覚室等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p style="text-align: right;">〔施行期日 平成31年4月1日。ただし、4については、平成31年10月1日〕</p>
39	岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例	警察本部	<p>深刻な少年非行の情勢等に引き続き対処するため、警察官を増員する措置の期限を5年間延長する等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 岡山県警察職員の定員を次のように改める。</p> <p>(1) 警察官 3,513人 → 3,511人 警部補 1,013人 → 1,012人 巡査 1,077人 → 1,076人</p> <p>(2) 警察官以外の職員 444人 → 445人</p> <p>2 1(1)の警察官の計の定員については、平成36年4月1日をもって、1(1)の定員から8人を減ずることとする。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 平成31年4月1日)</p>
40	岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	警察本部	<p>消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、道路の使用の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>消費税及び地方消費税の税率の引上げにより、道路の使用の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改定する。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 平成31年10月1日)</p>